

伊方発電所3号機 使用済燃料乾式貯蔵施設の設計及び工事計画認可申請に係る審査でのコメント等管理表

No	月日	分類	資料等	コメント内容	回答月日	四国電力の回答	資料	回答方法	ステータス
耐震-22	2021/3/25	耐震	3/25 ヒア資料①	コメントNo.耐震-5 資料②-1 p.35の第3.9.22図に建屋位置を追記すること。	2021/4/9	ご指摘いただいた内容を反映しました。	資料②		
耐震-23	2021/3/25	耐震	3/25 ヒア資料②-1	コメントNo.耐震-16 建屋基礎と岩盤との間のすべり(建屋基礎の滑動の照査)に関して、岩盤の原位置せん断試験に基づくせん断強度を用いることの妥当性を示すこと。	2021/4/9	建築基礎構造設計指針やガイドなどの記載を踏まえ、補足説明資料DSF-040に記載を追記します。	資料②		
耐震-24	2021/3/25	耐震	3/25 ヒア資料①	コメントNo.耐震-19 使用済燃料乾式貯蔵建屋の定義について、「基礎」が明確に読み取れるように記載方法を検討すること。	2021/4/9	資料9「耐震性に関する説明書」の中で使用済燃料乾式貯蔵建屋の記載について、以下のとおり書き分けることといたします。 ・使用済燃料乾式貯蔵容器の支持機能を有する範囲を指す際は、「使用済燃料乾式貯蔵建屋基礎」 ・使用済燃料乾式貯蔵容器の支持機能を有しない範囲のみを指す際は、「使用済燃料乾式貯蔵建屋上屋」 なお、使用済燃料乾式貯蔵建屋の地震応答解析等、基礎と上屋を書き分けることが適切でない場合は、各資料中に「使用済燃料乾式貯蔵容器の間接支持構造物である使用済燃料乾式貯蔵建屋基礎を含む使用済燃料乾式貯蔵建屋は、・・・」と支持機能を有する範囲を含めていることが分かるように定義した上で、「使用済燃料乾式貯蔵建屋」と表記いたします。	資料②		
耐震-25	2021/3/25	耐震	3/25 ヒア資料①	コメントNo.耐震-21 乾式貯蔵建屋の波及的影響に係る設計について、SAアクセスルートに対しても問題ないことを補足説明資料に記載すること。	2021/4/9	耐震-21で回答した内容に、アクセスルートの観点も加え、補足説明資料DSF-040「3.周辺施設等の波及的影響の検討について」に説明や既設施設との位置関係等を追記しました。	資料②		
耐震-26	2021/3/25	耐震	資料9-9	p.資9-9-36 建物・構築物の支持機能の許容値に係る記載について、乾式キャスクとして耐震壁を間接支持構造物として使用しないのであれば、誤解のないように記載方法を検討すること。	2021/4/9	ご指摘いただいた内容を踏まえ、下記の通り耐震壁に関する記載を削除しました。 【資料9-9抜粋】 具体的には使用済燃料乾式貯蔵容器等の支持機能の維持が要求される建物・構築物が鉄筋コンクリート造の場合は、基準地震動Ssに対して、耐震壁の最大せん断ひずみが「3.1 構造強度上の制限」による許容限界を超えない設計とすること、又は基礎を構成する部材に生じる応力が「3.1 構造強度上の制限」による許容限界を超えない設計とすることで、使用済燃料乾式貯蔵容器等の支持機能が維持できる設計とする。 耐震壁以外の建物・構築物の部位に関しても、耐震壁がせん断ひずみの許容限界を満足している場合は、耐震壁の変形に追従する建物・構築物の部位の健全性も確保されており、支持機能を確保していると考えられることができる。	-		

No	月日	分類	資料等	コメント内容	回答月日	四国電力の回答	資料	回答方法	ステータス
キャスク-23	2021/3/19	キャスク	資料10-3	貯蔵架台の設計について、クラス3容器の支持構造物として設計することの妥当性を示すこと。	2021/4/9	貯蔵架台の設計について、クラス3容器の支持構造物として設計することの妥当性を説明します。	資料③-3		
キャスク-24	2021/3/19	キャスク	資料10-2 資料10-3	乾式キャスクの強度評価について、技術基準規則第17条と技術基準規則第26条で評価している評価箇所とその選定の考え方を整理して説明すること。		(後日回答予定)			
キャスク-26	2021/4/1	キャスク	4/1 ヒア資料②- 2	p.17 3. 項に記載の資料が添付されていないのであれば、タイトルの適正化を図ること。	2021/4/9	「3. 添付資料」については不要のため削除します。	-		
キャスク-27	2021/4/1	キャスク	4/1 ヒア資料②- 3	p.1 簡易評価ではなく建屋設計においてコンクリート温度の健全性を確認しているのであれば、当該内容を含めて説明を追加すること。	2021/4/9	建屋設計において熱流動解析を実施しており、当該結果からコンクリート温度が65℃を上回ることなく、コンクリートの健全性に影響がないことを確認しています。	資料③-3		
キャスク-28	2021/4/1	キャスク	4/1 ヒア資料②- 1	p.23 水位変動による感度解析について、どのように実施したか記載を追記すること。	2021/4/9	水位変動時の臨界解析の考え方について資料に追記します。	資料③-1		
キャスク-29	2021/4/1	キャスク	4/1 ヒア資料②- 1	p.9 レジンの温度制限値の根拠の文献として引用しているレジんと、今回使用するレジンの仕様について、同等性を説明すること。	2021/4/9	レジンの温度制限値の根拠の文献として引用しているレジんと、今回使用するレジンの仕様について、同等性を説明します。	資料③-3		

No	月日	分類	資料等	コメント内容	回答月日	四国電力の回答	資料	回答方法	ステータス
キャスク-30	2021/4/1	キャスク	4/1 ヒア資料①	No.キャスク-9 金属ガスケットは貯蔵時に60年間使用する部材であるため、現在のコメント回答の「消耗品である」との記載を見直すこと。	2021/4/9	ご指摘を踏まえ、「キャスク-9」のコメント回答について消耗品である旨の記載を削除します。	-		
キャスク-31	2021/4/1	キャスク	4/1 ヒア資料②-3	p.3 密封シール部について、金属キャスク構造規格では一次一般膜がSy以下としているのに対して、設計・建設規格では、Sm以下と、評価基準が異なることについて、金属キャスク構造規格にてSy値を設定した考え方(コンセンサス含め)を説明すること。	2021/4/9	密封シール部について、金属キャスク構造規格と設計・建設規格との評価基準の差異について説明します。	資料③-3		
キャスク-32	2021/4/1	キャスク	4/1 ヒア資料①	No. キャスク-11 上限側も含めてボロン添加アルミの仕様を明確にすること。	2021/4/9	今回使用するほう素添加アルミニウム合金については、未臨界性を確保するための機能性材料であり、仕様上の規定としてほう素の面密度の下限値のみを規定しています。その主旨が分かるよう、ご指摘を踏まえ申請書及び補足説明資料の記載を適正化いたします。	資料③-1 資料③-2		
キャスク-33	2021/4/1	キャスク	4/1 ヒア資料①	No. キャスク-14 圧力検出器の仕様について、当該説明内容を補足説明資料へ追加すること。	2021/4/9	ご指摘を踏まえ、圧力検出器に関する説明を補足説明資料に追記します。	資料③-1		
キャスク-34	2021/4/1	キャスク	4/1 ヒア資料②-3	No. キャスク-18 コメント回答資料における長期密封性能試験については、電中研で実施した長期健全性にかかる研究であることが分かるように記載を修正すること。	2021/4/9	コメント回答資料における長期密封性能試験については、電中研で実施した長期健全性にかかる研究であることが分かるように記載を修正します。	資料③-3		
キャスク-35	2021/4/1	キャスク	4/1 ヒア資料① ヒア資料②-3	資料① No. キャスク-19 資料②-3 p.8 設計承認の面談において、キャスク本体と緩衝体の放熱割合についてどのような説明を行ったか説明するとともに、当該内容を今回のコメント回答資料にも反映すること。	2021/4/9	設計承認の面談における説明内容を踏まえ、今回のコメント回答資料に具体的な放熱量およびモデルの設定に関する説明を追記します。	資料③-3		

No	月日	分類	資料等	コメント内容	回答 月日	四国電力の回答	資料	回答方法	ステータス
遮蔽-1	2021/3/19	遮蔽	資料16	開口部に対するラビリンス構造の説明をEPまとめ資料と同様に補足説明資料に追加すること。また、詳細設計によるEPからの変更内容（建屋寸法の仕様変更）が、EPの解析結果に影響を及ぼさないことが分かるように補足説明資料で説明すること。		(後日回答予定)			